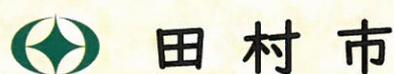


第2次
田村市男女共同参画計画
(田村市女性活躍推進計画)

2019年(平成31年)3月



はじめに



人口減少及び少子高齢化の進展、家族形態や個人のライフスタイルの多様化、経済・社会のグローバル化の進行など、本市をとりまく社会環境は大きく変化しております。

こうした変化に適切に対応し、本市が豊かで活力あるまちとして発展していくためには、あらゆる人が互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

本市では、これまで平成23年3月に「田村市男女共同参画計画」を策定し、市民の皆さまとともに、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成30年10月に行った市民意識調査、福島県立船引高等学校2学年の生徒の皆さんを対象とした高校生意識調査では、男女共同参画に対する意識は着実に深まってきているものの、依然として、固定的な性別役割分担意識が残っていることが明らかになるとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、意思決定過程への女性の参画の推進など、まだまだ解決すべき課題が多く残されております。

平成27年9月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性のちからを十分に発揮でき、職場において活躍できる環境整備を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、新たなステージを踏み出しました。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画に関するさらなる意識の向上や、さまざまな課題に対応するとともに取組を一層加速させるため、今後5年間に取り組むべき施策の指針とする「第2次田村市男女共同参画計画」を策定いたしました。

併せて、本計画の基本目標の一つである「男女がともにあらゆる分野で活躍できる地域社会づくり」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）としても位置づけております。

男性の家事・育児等への参加意識の啓発・参画の促進、ワーク・ライフ・バランスを推進し、女性の働き方の選択肢が広がり、多様な生き方が可能となるよう女性が活躍できる環境づくりなどの施策を積極的に推進してまいります。

本計画が、あらゆる人が自分らしく、いきいきと生活し、田村市に住んでよかったと思えるまちづくりの一助となるよう、市民の皆さま、各事業者、各種団体、教育に携わる方々など、多くの皆さまと連携を図りながら、本市における男女共同参画社会に向けた取組を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、今後も、皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、ご尽力賜りました田村市男女共同参画計画策定委員会の皆さま、さらには、市民意識調査などで多くの貴重なご意見・ご提言を賜りました市民の皆さまに心から御礼と感謝を申し上げます。

2019年（平成31年）3月

田村市長 本田 仁一

目 次

はじめに

第1部 計画の基本的な考え方	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の経緯	2
2 計画の方向性	2
第2章 計画の概要	2
1 計画の基本理念	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の構成	3
4 計画の期間	3
5 意見の収集	3
第3章 計画策定の背景	4
1 第1次田村市男女共同参画計画（2011年（平成23年）3月）策定後の 世界・国・県の動き	4
2 男女共同参画にかかる社会の状況	5
3 市民意識調査の概要	8
4 第2次田村市男女共同参画計画の取組について	18
第2部 施策の基本目標	21
第1章 施策の体系	22
第2章 施策の内容	24
基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する意識づくり	24
基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	27
基本目標Ⅲ 男女がともにあらゆる分野で活躍できる地域社会づくり （女性活躍推進）	29
基本目標Ⅳ 健康で、安全・安心に暮らせるまちづくり	32
第3部 計画の推進	37
第1章 推進体制	38
第2章 計画の進行管理	38
資料編	39
用語集	40
市民意識調査結果	45
高校生意識調査結果	66
男女共同参画社会基本法	71
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	75
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	82
田村市男女共同参画計画策定委員会設置要綱	90
田村市男女共同参画計画策定委員会委員名簿	91
田村市民憲章	92

第1部 計画の基本的な考え方

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女が互いの人権を尊重しつつ、男女がともに様々な分野に対等に参画し、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現をめざして、2011年（平成23年）3月に「第1次田村市男女共同参画計画」を策定し、総合的かつ計画的に施策の展開を図ってきました。

一方、国では、2013年（平成25年）6月に閣議決定された「日本再興戦略」の中核に女性の活躍推進が位置づけられるとともに、それに基づいて「すべての女性が輝く政策パッケージ」がとりまとめられ、2015年（平成27年）8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立したほか、2015年（平成27年）12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。第4次基本計画では「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4点が改めて強調されています。

また、福島県では「ふくしま男女共同参画プラン」の改定を行いました（2017年度－2020年度）。

本市では、こうした状況を踏まえ、社会情勢の変化や男女をとりまく環境の変化に対応するため、本市の男女共同参画施策を見直し、第2次計画を策定するものです。

2 計画の方向性

- 「第2次田村市男女共同参画計画」として、国・県の計画との整合性を踏まえ、今日的な課題に対応できるよう、2023年度までの5年間で取組む4つの基本目標として改編しています。
- 第2次計画で示す4つの基本目標では、国の「女性の力はわが国最大の潜在力」との考え方を踏まえ、「女性の活躍」を明確に位置づけています。
- 具体的施策の展開については、これまでの具体的施策を統合・精査し、施策内容の記述をよりわかりやすい表現にするとともに、新たな施策を追記しました。
- 第2次計画の実効性を高めるための計画推進の指標（数値目標）は、第2次計画の見直しに伴い、項目を整理し15項目とし、新たな数値目標を設定します。その実施状況は、毎年度検証していきます。

第2章 計画の概要

1 計画の基本理念

本市では、男女共同参画社会を実現するために、

『みんなが自分らしく 互いに支えあい いきいきと暮らせるまち』

をめざすべき姿とします。

一人ひとりの個性や意思、能力を十分に発揮できるよう男女がお互いを認めあい、支えあい、多様なライフスタイルを自分らしく選択でき、心身ともに健康で、いきいきと暮らしていける社会を目指します。

この計画がめざす男女共同参画社会とは、国の「第4次男女共同参画基本計画」にあるとおり、

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画をわが国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会のことをいいます。

2 計画の位置づけ

第2次計画は、

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び福島県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえた計画です。
- (2) 本計画の基本施策「6_ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供・普及啓発、9_女性の人材育成、人材活用、就労支援の充実、10_政策・方針決定過程への積極的な女性の登用推進」などの項目は、女性の職業生活における活躍の推進に向けた取組みであり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含した計画と位置づけます。
- (3) 田村市総合計画・後期基本計画に基づいた分野別計画であり、田村市地域福祉計画等の各種計画との整合性を図り、策定するものです。
- (4) 市民や市内の事業者、地域団体、教育機関など、多様な主体と連携・協力し、取組みを進めます。

3 計画の構成

第2次計画は、「計画の基本的な考え方」、「施策の基本目標」及び「計画の推進」で構成しています。

第1部では、計画策定の経緯や基本理念、計画策定の背景を示すとともに、これまでの取組みと今後の課題について掲載しています。

第2部では、男女共同参画を推進するため4つの基本目標を掲げ、基本目標の達成のための15の基本施策を設定、2023年度までを見通した42の具体的施策を掲げています。

また、第2次計画を実効性のある計画とするために、計画推進の指標として数値目標を設定しています。

第3部では、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化について掲載しています。

4 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度の5年間とし、必要に応じて適宜見直しを行います。

5 意見の収集

計画の見直しにあたり、以下に掲げる方法等により、幅広い意見の聴取に努めています。

- (1) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施
男女共同参画に関する市民の皆さまの意識や実態、男女共同参画施策への関心等を把握するため、2018年（平成30年）10月に、20歳以上の市民1,000人を対象とした市民意識調査を実施しています。
- (2) 男女共同参画に関する高校生意識調査の実施
2018年（平成30年）10月に、福島県立船引高等学校2学年の生徒の皆さんを対象とした高校生意識調査を実施しています。
- (3) 「田村市男女共同参画計画策定委員会」の開催
学識経験者、各種団体、市民委員の参画を求め、田村市男女共同参画計画策定委員会を開催し、専門的かつ幅広い意見を反映しています。
- (4) 市民意見の聴取
市民の多様な意見を反映させるため、第2次計画に対するパブリック・コメントを募集し、第2次計画の基礎資料としています。

第3章 計画策定の背景

Ⅰ 第1次田村市男女共同参画計画（2011年(平成23年)3月）策定後の世界・国・県の動き

図表1 男女共同参画に関する世界・国・県の動き

年	世界	国	福島県
2011年 (平成23年)	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）発足		
2012年 (平成24年)	第56回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択 APEC女性と経済フォーラム開催（サンクトペテルブルク）	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定	人権男女共生課と青少年育成室が青少年・男女共生課に改編 「ふくしま男女共同参画プラン」改定（H25年度～H32年度）
2013年 (平成25年)		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「日本再興戦略」（2013年6月閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（2014年1月施行） 「改正ストーカー規制法」成立 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定	
2014年 (平成26年)	第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択	「日本再興戦略」改訂（2014年6月閣議決定）に『女性が輝く社会』の実現を明記	
2015年 (平成27年)	G7首脳宣言（2015年エルマウ・サミット）で女性の起業、経済的能力の強化について採択 持続可能な開発のための2030アジェンダ国連採択 第59回国連女性の地位委員会（国連「北京+20」記念会合）（ニューヨーク） 第3回国連防災世界会議開催（仙台） 「仙台宣言」「仙台防災枠組2015-2030」採択	「女性活躍加速のための重点方針2015」決定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	男女共生課に改編 「女性活躍応援ポータルサイト開設」
2016年 (平成28年)		「ニッポン一億総活躍プラン」策定 「女性活躍加速のための重点方針2016」決定 「改正ストーカー規制法成立」	ふくしま女性活躍応援会議設立 ふくしま女性活躍応援宣言採択
2017年 (平成29年)			「ふくしま男女共同参画プラン」改定（2017年度～2020年度）

2 男女共同参画にかかる社会の状況

(1) 人口減少、少子高齢社会の進展

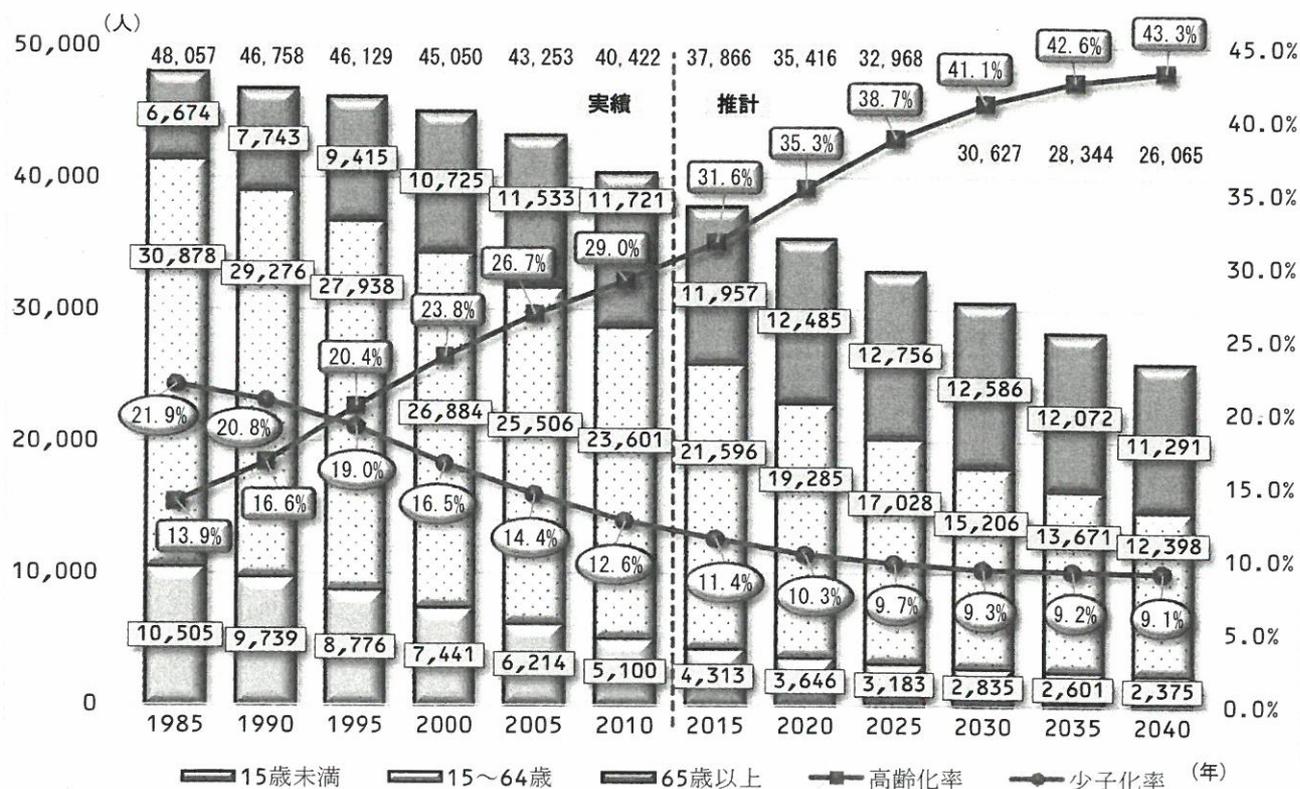
図表2の人口の推移をみると、1985年（昭和60年）以降、一貫して減少傾向となっており、人口構成比をみると、1985年（昭和60年）時点では、15歳未満の年少人口が総人口の21.9%を占めていましたが、2010年（平成22年）の時点では12.6%に減少しています。一方、65歳以上の高齢者の人口比率は、1985年（昭和60年）時点では13.9%でしたが、2010年（平成22年）時点では29.0%と約3割を占めており、少子高齢化が顕著に進んでいることがうかがえます。

将来人口推計については、民間機関をはじめいくつかの機関で行われておりますが、今回のシミュレーションにつきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計データに基づいて内閣府から提供されているデータを基に推計をしたものです。なお、この推計データには「田村市地域創生総合戦略」における将来人口の向上に資する施策の実施等は含まれません。

この予測によれば、年齢3区分の人口推移は、2010年（平成22年）時点で約4万人だった人口は、30年後の2040年には、2万6千人台となっています。

※ 田村市地域創生総合戦略では、田村市が目指すべき将来人口（2040年目標人口）を33,000人に設定し、「産業振興戦略」「定住・雇用戦略」「少子化・子育て戦略」の重点項目に基づき各種施策を実施しています。また、田村市総合計画・後期基本計画では、計画最終年度（2021年度）時点で33,000人強の人口規模を維持することを目標に、「地域を活かす産業の振興」をはじめ6つの基本方針に「郷土の復興」を新たな柱に加え、各種施策を展開しています。

図表2 年齢3区分別人口の推移（推計含む）【田村市】



注1) 実績値の総数には年齢不詳を含むため、各年齢別人口の合計とは一致しない

注2) 高齢化率・少子化率は、総数から年齢不詳を除いた人口を分母として算出している

出所 総務省国勢調査及び福島県現住人口調査
内閣官房提供人口推計データ

(2) 女性の就労状況

女性雇用者では非正規雇用の割合が高く、「派遣・嘱託・契約社員」「パート・アルバイト」の割合を合わせると33.0%で、「正規の職員」の割合を上回っています。(図表3)

図表3 性別 職業の有無 【市民意識調査問4】

性別	対象者数	区分	正規の職員	派遣・嘱託・契約社員	パート・アルバイト	自営業主・家族従業員	会社役員	学生	専業主婦・主夫	無職
			人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
女性	188人	人数	57	18	44	16	2	4	29	17
		(%)	30.3	9.6	23.4	8.5	1.1	2.1	15.4	9.0
男性	141人	人数	69	14	6	18	10	7	0	15
		(%)	48.9	9.9	4.3	12.8	7.1	5.0	0.0	10.6
合計	331人	人数	127	33	50	34	12	11	29	32
		(%)	38.4	10.0	15.1	10.3	3.6	3.3	8.8	9.7

注1) 合計には性別回答なし、無回答を含むため女性と男性の計は一致しない。

注2) 「その他」「無回答」は省略

(3) 育児休業制度の利用状況

育児休業制度を利用した女性(母親)の割合は26.7%で、男性(父親)の利用率は、わずか0.5%にとどまっています。また、利用しなかった割合も70.9%と依然として高い割合となっています。(図表4)

図表4 育児休業制度の利用について 【市民意識調査問21】

対象者数	区分	母親が利用した	父親が利用した	母親と父親が利用した	利用しなかった
		人数	(%)	人数	(%)
206人	人数	55	1	4	146
	(%)	26.7	0.5	1.9	70.9

(4) 配偶者等からの暴力（DV）の認知数

「マスコミ等で聞いたことはある」の割合が大きく占めていますが、実際に、「自分が受けた」（5.6%）、「身近で見聞きした」（11.3%）ケースもあります。（図表5）

図表5 人権侵害を受けたり、身近で見聞きしたことがあるか：DV 【市民意識調査問 29-3】

性別	対象者数	区分	自分が受けた	身近で見聞きした	マスコミ等で聞いたことはある	知らない
女性	190 人	人数	18	30	95	29
		(%)	9.5	15.8	50.0	15.3
男性	142 人	人数	1	8	91	25
		(%)	0.7	5.6	64.1	17.6
合計	337 人	人数	19	38	189	55
		(%)	5.6	11.3	56.1	16.3

注1) 合計には性別回答なし、無回答を含むため女性と男性の計は一致しない。

注2) 「無回答」は省略

また、「田村市虐待等防止連絡会」で把握している、「配偶者による暴力の状況」は、2017年度（平成29年度）通報・届出件数が9件あり、このうち虐待と認定した件数は6件と、前年度を大きく上回る結果となっています。（図表6）

図表6 配偶者による暴力の状況 【田村市虐待等防止連絡会 集計結果】

	平成28年度	平成29年度	計
通報・届出件数	1 件	9 件	10 件
このうち虐待と認定した件数	1 件	6 件	7 件

図表7 平成29年度の配偶者による暴力の状況 【田村市虐待等防止連絡会 集計結果】

		平成29年度	
通報・届出数		9 件	備考
相談・通報者	本人	3 件	
	警察	2 件	
	その他	4 件	児童相談所
事実確認方法	訪問調査	1 件	
	関係者からの情報収集	3 件	
	その他	5 件	関係機関からの情報提供
事実確認の結果	虐待と認定した件数	6 件	
	虐待と認定しなかった件数	3 件	
覚知時の内容（重複）	身体的虐待	6 件	心理的虐待1件と重複
	心理的虐待	4 件	経済的虐待1件と重複
	経済的虐待	1 件	

3 市民意識調査の概要

第2次計画策定の基礎資料として、「男女共同参画に関する市民意識調査」「男女共同参画に関する高校生意識調査」を実施しています。調査概要は次のとおりです。なお、全調査結果については、資料編45ページ以降に掲載しています。

(1) 市民意識調査

- 1 調査対象 市内在住の満20歳以上の市民
- 2 標本数 1,000人（女性500人、男性500人）
- 3 抽出方法 住民基本台帳に基づく無作為抽出（基準日：2018年9月1日現在）
- 4 調査方法 郵送によるアンケート調査配布・回収
- 5 調査期間 2018年（平成30年）10月25日～11月9日
- 6 調査内容
 - ・男女の地位の平等感、男女の生き方、子どもの教育について
 - ・仕事と家庭生活について
 - ・女性の人権と男女間の暴力に関すること
 - ・女性活躍について
 - ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組みについて
 - ・本市の男女共同参画に関する取組みについて など

図表8 市民意識調査 回収率

		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	無回答	合計
女性	人数	25	38	39	37	51	—	190
	(%)	13.2	20.0	20.5	19.5	26.8	—	100.0
	回収率 (%)	25.0	38.0	39.0	37.0	51.0	—	38.0
男性	人数	25	17	23	37	39	1	142
	(%)	17.6	12.0	16.2	26.1	27.5	0.7	100.0
	回収率 (%)	25.0	17.0	23.0	37.0	39.0	—	28.4
合計	人数	50	55	62	74	90	6	337
	(%)	14.8	16.3	18.4	22.0	26.7	1.8	100.0
	回収率 (%)	25.0	27.5	31.0	37.0	45.0	—	33.7

注) 合計には性別・年齢回答なし、無回答（6名）を含むため女性と男性の計とは一致しない。

(2) 高校生意識調査

- 1 調査対象 福島県立船引高等学校二学年の生徒の皆さん
- 2 配布数並びに回収率

図表9 高校生意識調査 配布数並びに回収率

配布数	有効回収数	無回答/白紙	有効回収率
120	109	2	90.8%

- 3 調査方法 学校を通じた調査票の配布・回収
- 4 調査期間 2018年（平成30年）10月30日～11月9日
- 5 調査内容

- ・男女の地位の平等感（家庭生活、学校教育、法制度、社会通念・慣習）について
- ・学校での扱われ方（力仕事を頼まれる、「長」を頼まれる など）について
- ・男女共同参画社会の推進のために必要な施策について
- ・男女共同参画に関する用語の認知度について など

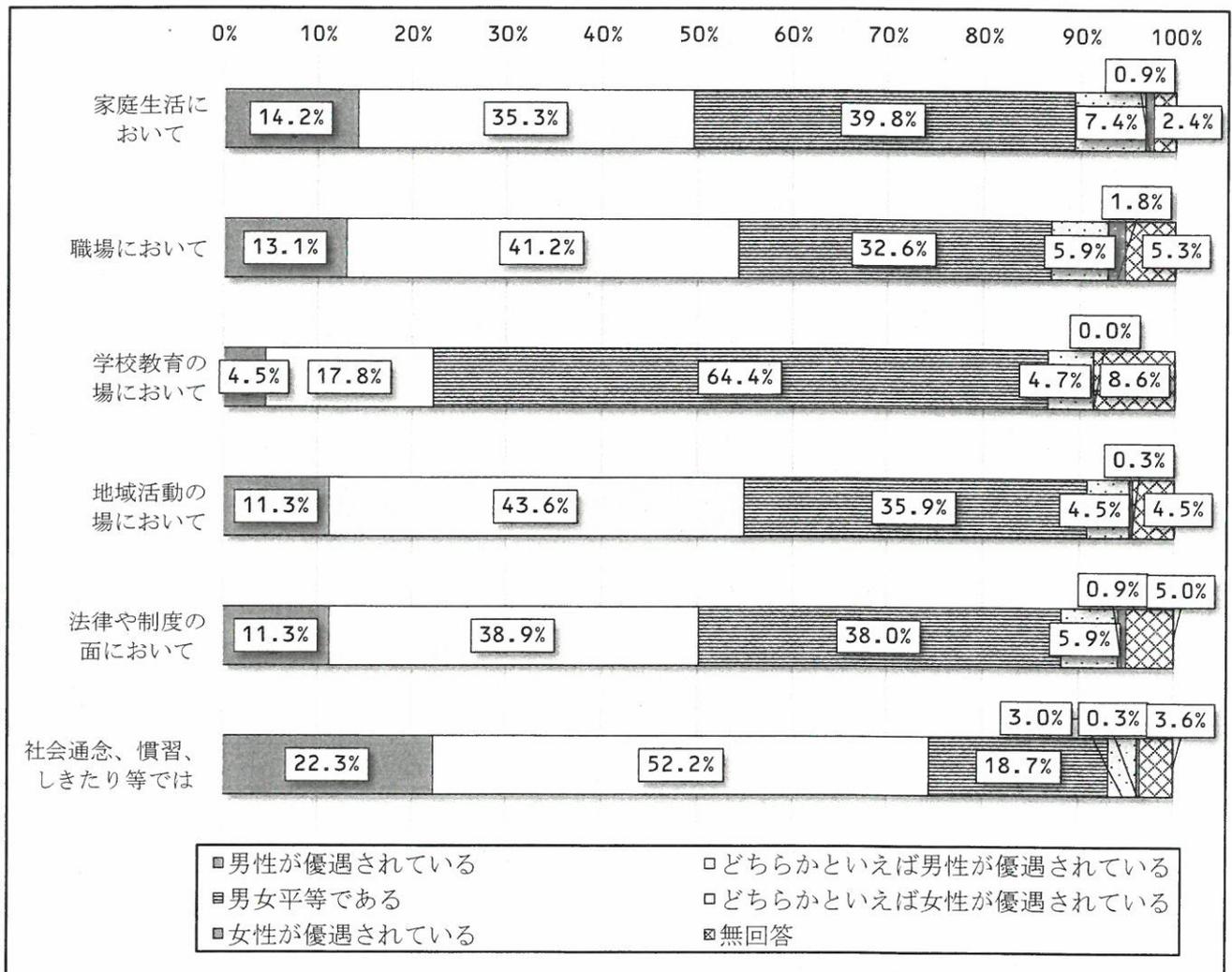
(3) 意識調査結果の概要

1 男女の地位の平等感

市民意識調査では、学校教育の場においては、平等と感じる割合が64.4%と高い割合になっていますが、他の項目（「家庭生活」「職場」「地域活動の場」「法律・制度の面」「社会通念、慣習等」）では、『男性優遇』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）の割合が高く、なかでも「社会通念、慣習、しきたり等」では、男性優遇の割合が74.5%に上る結果となっています。

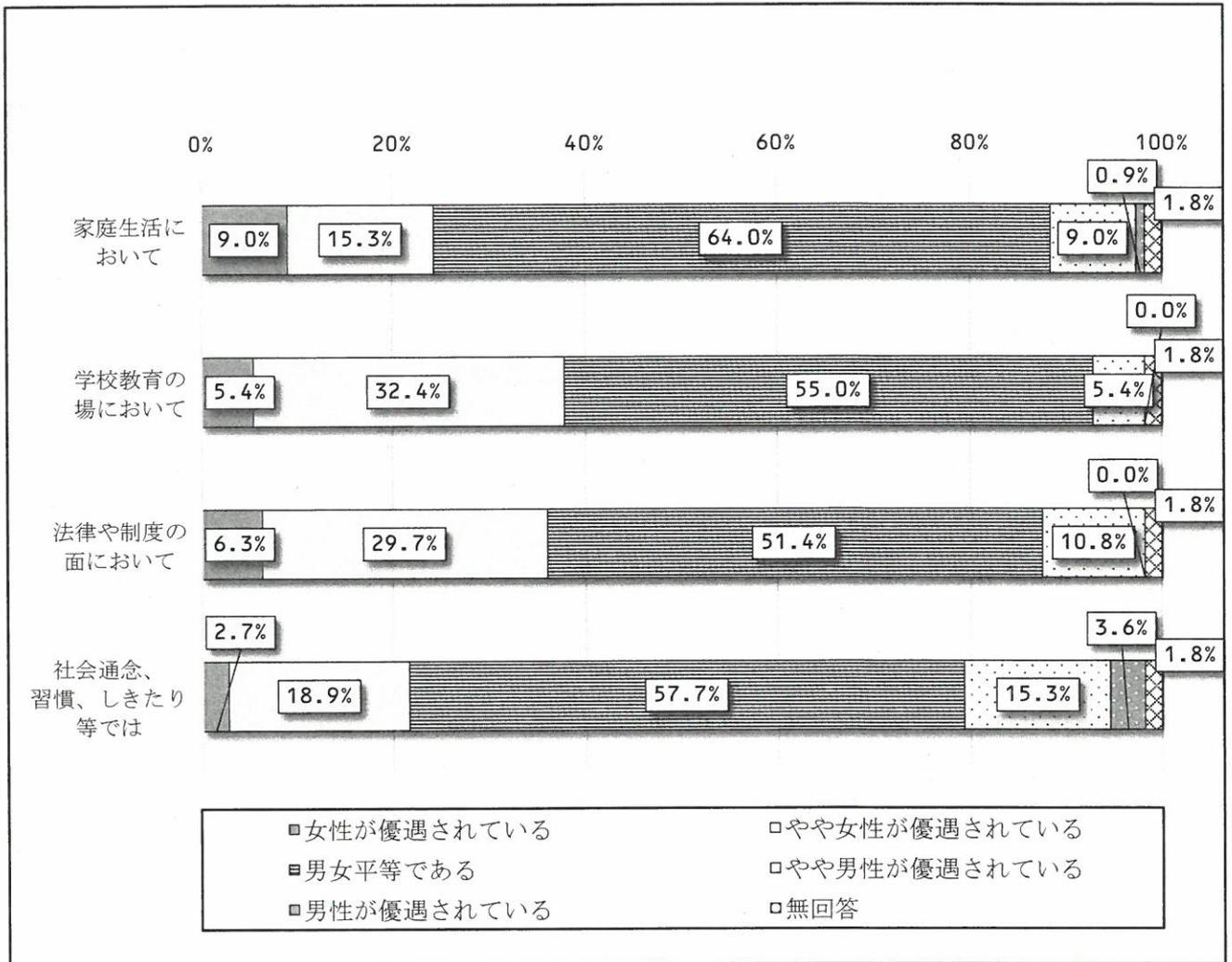
(n=337人)

図表10 男女の地位の平等感 【市民意識調査問8】



高校生意識調査では、「家庭生活において」「学校教育の場において」「法律や制度の面において」「社会通念、慣習、しきたり等では」の全項目で平等と感じる割合が50%を超えている一方、異性に対する『優遇』『不平等さ』を感じている人もいます。

図表 1 1 男女の地位の平等感 【高校生意識調査問 2】



(n=111 人)

2 固定的な性別役割分担意識

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について、『そう思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）の割合をみると、前回調査（2010年）より10.6ポイント上昇しています。約7割の全体意見を占めており、福島県の調査と同様に、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）意見や『わからない』とする意見を大きく上回っています。

図表12 男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである
【市民意識調査問13-2】

	対象者数	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答
今回調査 (2018年)	337人	5.0%	18.1%	17.5%	50.4%	6.2%	2.7%
前回調査 (2010年)	630人	7.8%	28.7%	17.9%	39.4%	3.5%	2.7%
福島県調査 (2014年)	744人	2.8%	23.7%	19.6%	50.4%	3.2%	0.3%
福島県調査 (2009年)	941人	10.1%	30.1%	14.7%	36.6%	2.0%	6.6%

資料：福島県「男女共同参画・女性の活躍推進に関する意識調査」（2014年）
福島県「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」（2009年）

3 職場での男女の地位の平等感

「現在の職場で、仕事の内容や待遇面において、女性は男性に比べ差別されていると思いますか。」の問いに対し、前回調査より男女ともに10ポイント程度低くなっているものの、約2割の方が男女の差別感、不平等さを感じています。

図表13 現在の職場で、女性は男性に比べ差別されているか 【市民意識調査問16】

	対象者数	思う 差別されていると	そのようなことは ないと思う	わからない	無回答	
今回調査 (2018年)	女性	190人	22.1%	38.9%	11.6%	27.4%
	男性	142人	21.1%	52.1%	11.3%	15.5%
前回調査 (2010年)	女性	236人	34.3%	41.1%	11.0%	13.6%
	男性	248人	32.7%	47.2%	7.3%	12.9%

4 女性が働き続けるために必要なこと

女性が再就職（再雇用）しやすくなる方策として、「労働時間の短縮やフレックスタイム制などの柔軟な勤務制度の導入、働きやすい職場環境づくり」「育児・介護休業制度の充実」「育児のための施設やサービスの充実」などの割合が高くなっています。

また、「家事・育児・介護は女性がするものという社会の意識を改める」（固定的な性別役割分担意識）については、男性と比較し、女性の方が高い割合になっています。

図表14 女性が働き続けるために必要なこと 【市民意識調査問22】

(単位：%) (複数回答)

項目	賃金、仕事内容など、労働条件面での男女差をなくす	パート、派遣労働等の労働条件を改善する	労働時間の短縮や休日の増加、就業時間に柔軟性を持たせるなど、働きやすい環境とする	セクシユアル・ハラスメント（性的いやがらせ）のない職場をつくる	女性に対して研修や職業訓練の機会を確保する	女性に対して昇進、昇格の機会を確保する	女性自身が意欲・能力を高める	育児・介護のための休業制度、諸手当を充実する	託児施設、託児サービスを充実する	介護施設、介護サービスを充実する	育児・介護等で退職した後に再雇用する制度を充実する	家族の理解や協力を得る	家事・育児・介護は女性がするものという社会の意識を改める
女性 190人	23.7	17.4	47.4	11.6	4.2	7.9	11.1	36.8	28.9	7.4	26.3	18.9	26.3
男性 142人	29.6	24.6	40.8	14.8	2.1	13.4	8.5	32.4	33.8	6.3	21.8	20.4	16.9

※「その他」「特にない」「わからない」「無回答」は省略

5 男女がともに仕事や家庭、育児等に参加していくために必要なこと

男女ともに、男女共同参画の意識づくりに関すること（男女の役割分担についての社会的慣習、しきたり等を改めること、家事等ができるようしつけや育て方をすること）、労働時間短縮や取得しやすい休業・休暇制度の普及、育児・介護に係るサービスの充実などの割合が高くなっています。

また、女性では「女性の経済的自立」、男性では「パートタイマー、派遣労働者等の労働条件の向上」の割合が高くなっています。（図表15）

図表 15 女性と男性がともに仕事や家庭、育児等に積極的に参加していくために必要なこと
【市民意識調査問 35】

(単位：%) (複数回答)

項目	男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたり等を改めること	学校教育や生涯学習の場において、男女共同参画についての学習を充実すること	男女ともに、家事などができるようなしつけや育て方をする事	男性が生活面において自立できるような能力を身に付けること	女性自身が経済的に自立し、社会的責任を果たせるような能力を身に付けること	行政や民間、地域社会などにおける政策・方針決定の場に女性を積極的に登用すること	雇用機会や昇進など、職場における男女の対等な取り扱いを周知徹底すること	労働時間短縮や、男女ともに取得しやすい育児、介護、ボランティア等の休暇・休業制度を普及させること	年功序列、終身雇用等の従来の雇用制度を見直し、再雇用や中途採用枠の拡大など柔軟な制度を普及させること	パートタイマー、派遣労働者等の労働条件を向上させること	官民ともに育児・介護に係る施設や、家事・育児・介護に係るサービス等を充実すること
女性 190人	32.1	16.8	40.5	21.1	24.7	7.4	12.6	36.8	21.1	21.6	25.8
男性 142人	31.0	14.8	30.3	19.7	12.7	14.1	16.9	33.1	19.7	23.2	22.5

※「その他」「特になし」「わからない」「無回答」は省略

6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての考え方

“理想”としては、男女ともに「仕事」と「家庭生活」、さらに「地域・個人の生活」とすべて大切にしたいと回答した方が多くなっています。(図表16)

しかしながら、“現実”生活では、“理想”と“現実”が一致している人もいないなかで、男性は『仕事』のみを優先している割合が最も高く、また、女性は『家庭生活』のみを優先している割合が高く、“理想”と“現実”のギャップが生じています。(図表17)

図表 16 仕事と生活についての考え方 【市民意識調査問 18】

(単位: %)

		対象者数	「仕事」を優先したい	「家庭生活」を優先したい	「地域・個人の生活」を優先したい	「仕事」と「家庭生活」を両立したい	「仕事」と「地域・個人の生活」を両立したい	「家庭生活」と「地域・個人の生活」を両立したい	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を両立したい
今回調査 (2018年)	女性	190人	4.2	13.2	1.1	44.2	5.3	3.2	20.5
	男性	142人	7.7	7.0	5.6	32.4	7.7	3.5	26.8
前回調査 (2010年)	女性	344人	2.3	13.1	1.5	38.7	5.8	4.1	25.6
	男性	286人	10.5	4.5	1.0	38.8	5.2	4.2	28.7

※「わからない」「無回答」は省略

図表 17 仕事と生活についての現実 【市民意識調査問 19】

(単位: %)

		対象者数	「仕事」を優先している	「家庭生活」を優先している	「地域・個人の生活」を優先している	「仕事」と「家庭生活」を両立している	「仕事」と「地域・個人の生活」を両立している	「家庭生活」と「地域・個人の生活」を両立している	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を両立している
今回調査 (2018年)	女性	190人	27.4	20.5	1.6	25.3	1.6	3.7	12.1
	男性	142人	37.3	2.8	3.5	20.4	9.9	3.5	16.2
前回調査 (2010年)	女性	344人	18.3	20.9	2.9	27.9	3.5	4.7	13.7
	男性	286人	38.8	6.6	2.4	21.3	7.3	3.5	13.3

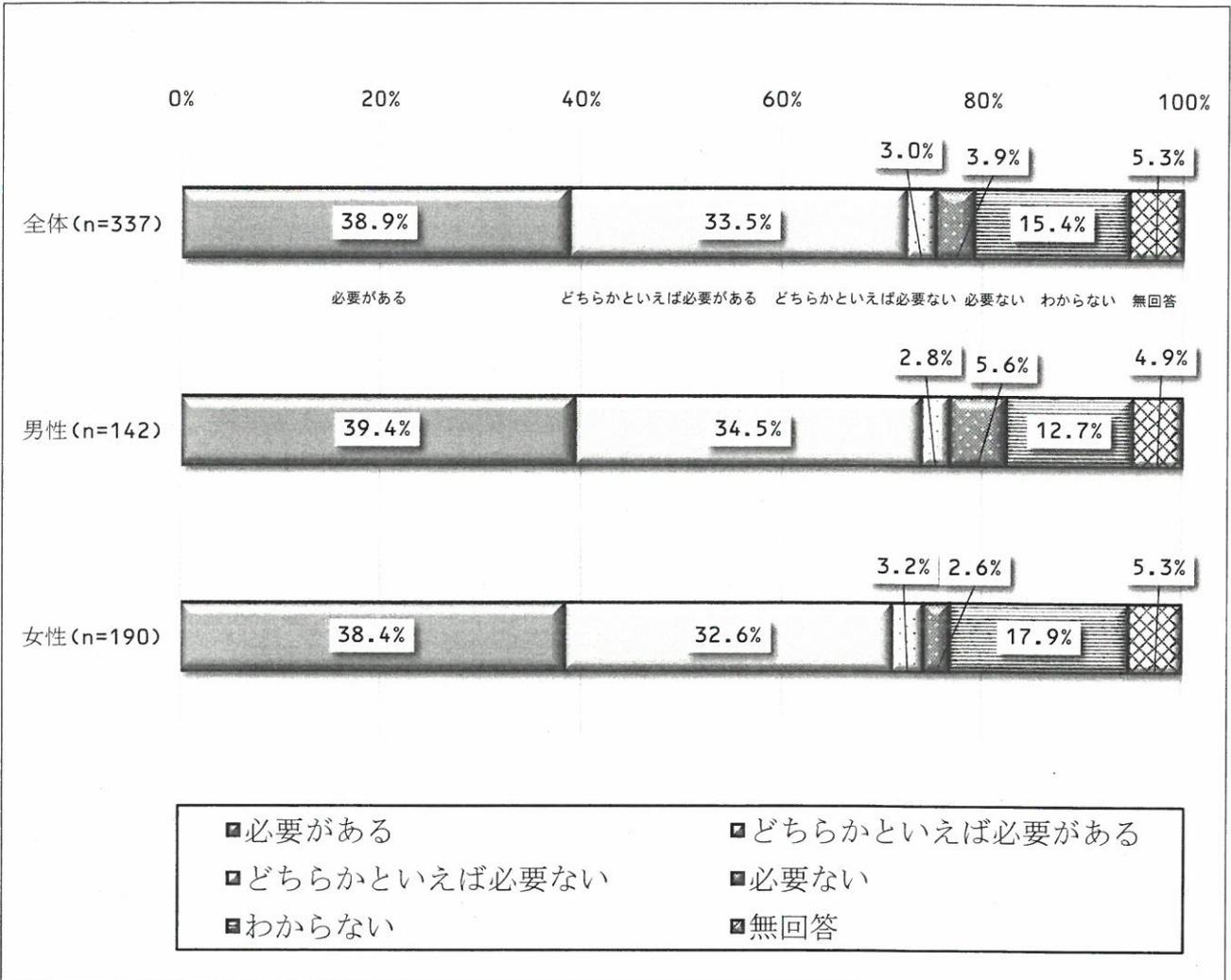
※「わからない」「無回答」は省略

7 男女共同参画の視点を取り入れた復興・防災体制の必要性

東日本大震災及びその後の原子力災害では、避難所の運営等に関して、女性が物事を決定する場になかったために、女性をはじめ多様な背景を持つ人々のニーズが十分に反映されませんでした。

こうした反省を踏まえ、地域の防災に関する施策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が望まれています。

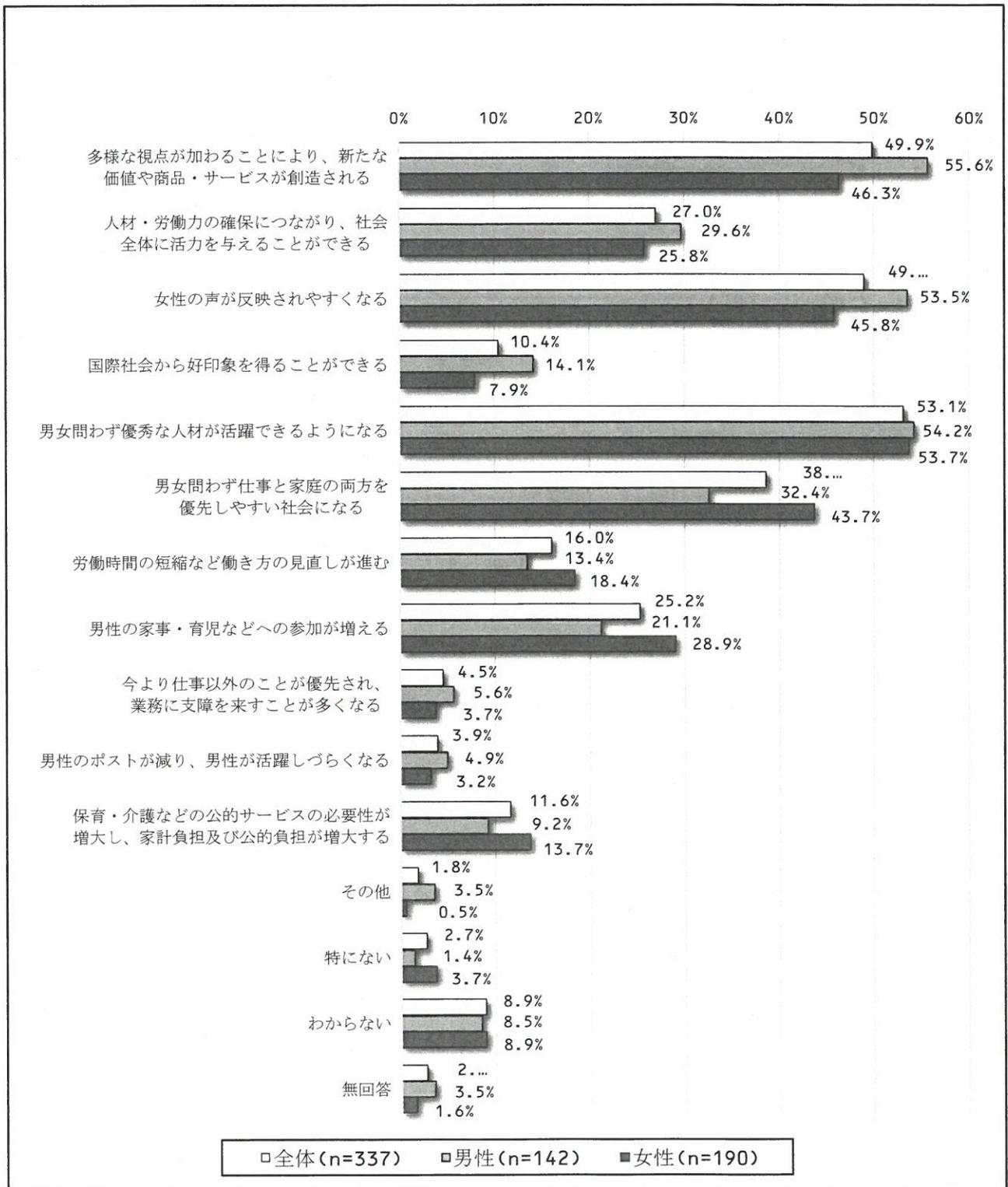
図表18 防災・災害時における性別に配慮した対応について 【市民意識調査問36】



8 女性の活躍推進について

「多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される」「女性の声が反映されやすくなる」「男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる」など肯定的、好意的な意見の割合が高くなっています。また、「男女問わず仕事と家庭の両立を優先しやすい社会になる」「男性の家事・育児などへの参加が増える」などの割合が高く、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた波及効果をもたらすとの意見が多くありました。

図表 19 各分野で女性の参加が進み、女性リーダーが増えた場合の影響について 【市民意識調査問 38】

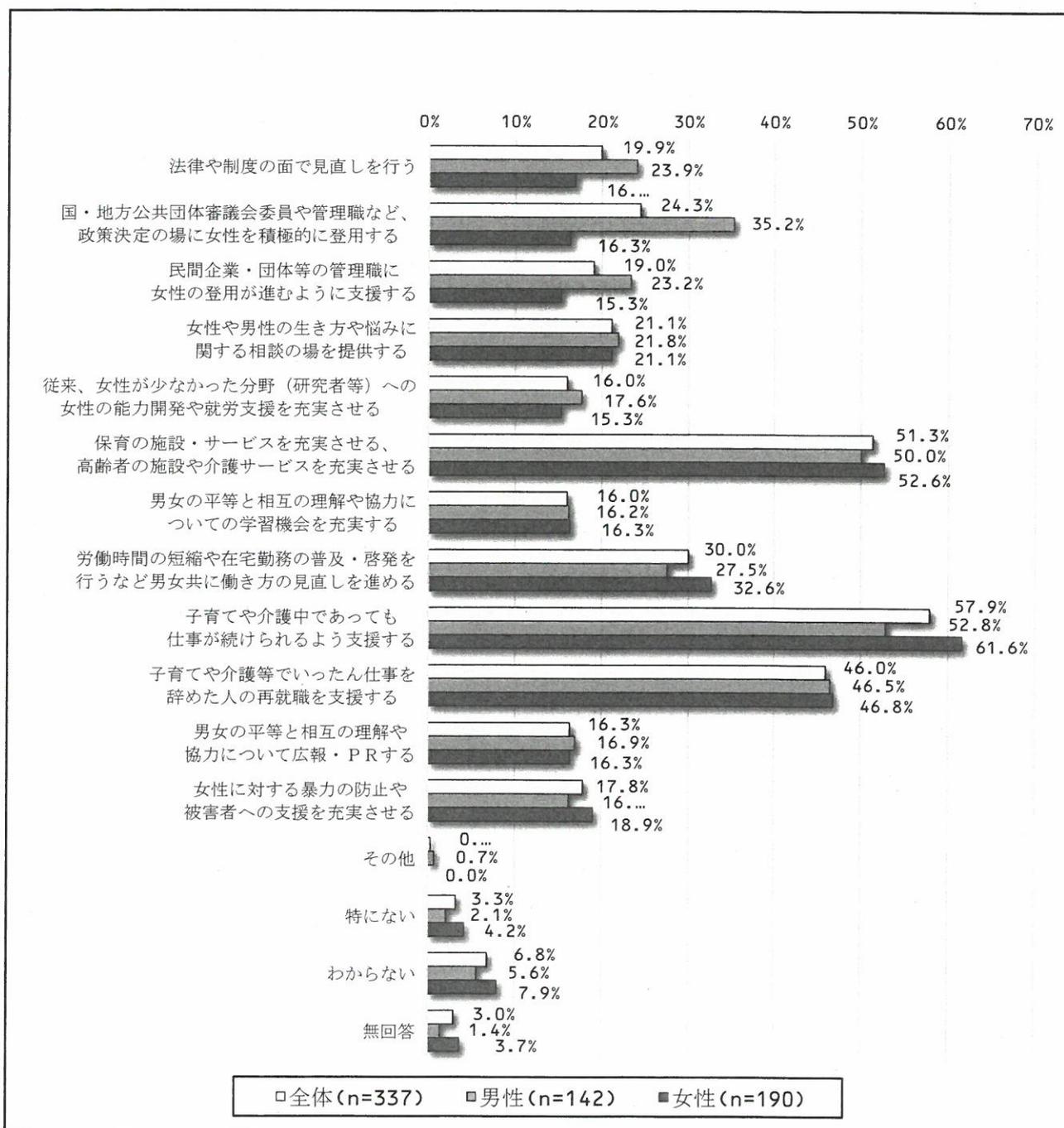


9 本市の男女共同参画に関する取組について

「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」「保育の施設・サービスを充実させる、高齢者の施設や介護サービスを充実させる」など、子育て、介護等に係る社会的支援を望む声（割合）が高くなっています。

また、日本の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者））は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が一段落した時期に再び上昇するという、いわゆる“M字カーブ”を描くのが特徴ですが、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」の割合が高く、柔軟な勤務制度の導入など、女性の再就職のために必要な支援を望んでいます。

図表20 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政が力を入れていくべきこと
【市民意識調査問42】



4 第2次田村市男女共同参画計画の取組について

(1) 基本目標ごとの取組状況

【基本目標Ⅰ】男女共同参画を推進する意識づくり

①取組の現状

「男女共同参画の推進」は、田村市総合計画・後期基本計画における6つの柱（基本方針）の一つである「市民参加の郷づくり・まちづくり」のうち、「市民一人ひとりを大切にすまちづくり」の推進施策として位置づけており、人権教育・男女平等教育をはじめ、全庁的な取組み・推進を図っています。

②今後の課題

市民意識調査の調査結果をみると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、『そう思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）が約7割の意見を占めているものの、『そう思う』とする意見もあり、両論存在します。

特に、子どもたちは周囲の環境から受ける影響が大きいことを考えると、今後も継続的に、家庭をはじめ、地域や学校での男女共同参画に関する意識づくりを進めていくことが求められます。

また、男女平等や男女共同参画の考え方を周知、啓発する媒体として、広報誌やホームページ、あるいはSNS等を利用した発信など様々な方法が有効であり、広報誌への継続的な掲載やホームページの充実、情報提供の強化を図り、あらゆる世代に対して実施していく必要があります。併せて、市民意識調査をもとに、年代別や性別で対象を絞った働きかけも重要です。

【基本目標Ⅱ】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

①取組の現状

ワーク・ライフ・バランスの意義の浸透、多様な働き方を支援する制度等の普及啓発と、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備として、子育て支援、介護サービスや高齢・障害福祉サービスの充実を図っています。

②今後の課題

働く女性の増加に伴い、共働きの世帯が増加しており、仕事と子育てや介護の両立は、男女それぞれにとっての大きな課題です。子育てや介護等に係る社会的支援の充実、男性が家事・育児等へ参画するための支援、事業所での働き方の改革といった取組が不可欠です。さらに、ワーク・ライフ・バランスの意義について理解が深まるよう市内事業所に向けた情報発信・啓発活動の強化や、セミナーの開催、さらに、事業所での両立支援の取組みを後押しできるような施策の展開が必要です。

【基本目標Ⅲ】男女がともにあらゆる分野で活躍できる地域社会づくり（女性活躍推進）

①取組の現状

2015年（平成27年）8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定され、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づけ、女性の活躍を支援していくこととしており、仕事とその他の生活の両立を希望す

る人が、その希望を叶えることができる社会の実現が求められています。

本市では、「田村市地域創生総合戦略」(2015-2019年度)を策定し、「産業振興戦略」「定住・雇用戦略」「子育て・少子化戦略」を取組の柱に掲げ、各種施策を実施しています。また、「田村市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」(2016年度-2020年度)を策定し、「管理的地位への女性職員の登用」「育児休業等を取得しやすい環境の整備」について数値目標を設定し取組を推進しています。

第2次計画において、計画推進の指標として掲げている「市の審議会等における女性委員の割合」は、現状値(2018年)は、15.0%で、目標値の30%には達しておらず、女性委員のいない審議会等も多く存在します。

また、本市の管理監督職(課長級以上)に占める女性の割合は、現状値(2018年)は、19.4%で、目標値の30%には達していません。

さらに、「自主防災組織の方針決定過程への女性の参画」については、地域防災計画の見直しをはじめ早急な対策が求められています。

②今後の課題

市や関係機関が連携してセミナー等を開催し、男女雇用機会均等法など、就労に関する法令の周知や女性活躍推進法における事業主行動計画の策定を呼びかけるといった、男女が働きやすい職場環境づくりを進める必要があります。

多様な視点が加わることで、より充実した行政サービスの提供を図ることができるように、施策等を審議する場に女性が参画を拡大していくことが求められています。審議会等への女性の参画が拡大しない要因としては、学識経験者や専門家に女性が少ないことや、団体推薦等で委員を選出する場合に女性の登用が少ないことなどが挙げられます。そのためにも、地域活動団体や市民活動団体、市内事業所等における意思決定過程への女性の参画の促進を働きかけていくことが必要です。

【基本目標Ⅳ】健康で、安全・安心に暮らせるまちづくり

①取組の現状

健康福祉分野の総合的計画である「田村市地域福祉計画」(2016-2020年度)に基づき、各分野ごと「健康施策」【保健課】、「高齢者支援」【高齢福祉課】、「障害者支援」【社会福祉課】、「子育て支援」【こども未来課】に、それぞれ個別計画を策定し、各種福祉施策・福祉サービスの提供など、社会的支援の充実を図っています。

②今後の課題

超高齢社会では、高齢者の就労、健康寿命の延伸、認知症や社会からの孤立化などの課題があり、高齢者が他の世代とともに社会の重要な一員としていきがいを持って活躍できるよう、市民活動や学習機会の提供が必要です。また、支援を必要とする対象者ごと、あるいは各世代ごとに、支援策、相談機関などについて、より一層の普及啓発、周知を図る必要があります。

図表 2 1

■計画推進の指標

No.	指 標 名	現 状 値 (2018年)	目 標 値 (2023年)
1	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方に「反対（そう思わない）・どちらかといえば反対（そう思わない）」という人の割合 【市民意識調査】	女性 53.7 % 男性 55.7 %	女性 70 % 男性 70 %
2	社会通念、慣習やしきたり等で「男女平等」と感じている人の割合 【市民意識調査】	女性 12.6 % 男性 26.8 %	女性 30 % 男性 40 %
3	男女共同参画に関するセミナー・講座等の実施回数と参加人数	(現状値なし)	1回以上/年 30人以上
4	外国の文化等を紹介する講座等の開催数 (英会話教室、ゴスペル教室 等)	16 回	16 回
5	外国人との交流イベントの開催数 (ハートtoハート 等)	1 回	1回以上
6	「仕事」と「家庭生活」、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を両立している人の割合 【市民意識調査】	女性 37.4 % 男性 36.6 %	女性 50 % 男性 50 %
7	福島県次世代育成支援企業認証数 (田村市内)	3 事業所	10 事業所
8	男性市職員の「育児休業」取得者（率）	0 人	1人以上
9	職場において、仕事の内容や待遇面で男女の差別はないと感じている人の割合 【市民意識調査】	女性 38.9 % 男性 52.1 %	女性 50 % 男性 60 %
10	女性認定農業者数	1 法人 2 人 個人 9 人	15 人
11	家族経営協定締結数	11 戸	15 戸
12	市の審議会等における女性委員の割合	15.0 %	30 %
13	市の管理職（課長級以上）における女性の割合 (うち一般行政職)	19.4 % (9.7 %)	30 % (20 %)
14	乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん検診 31.0 % 子宮がん検診 29.4 %	乳がん検診 50 % 子宮がん検診 50 %
15	自主防災組織の方針決定過程への女性の参画率	0.0 %	30 %